

農地法第 3 条（法人用） 権利移転等提出書類一覧表

H30.5 修正

★は必須 ☆は申請により	部数	注意事項	セルフチェック欄
★申請書	1 部	農地法第 3 条の規定による許可申請書 ① 譲渡人・譲受人の署名、捺印が必要 ② 必要事項をすべて記入 （申請書内に記載のある添付資料等を揃えて提出） ③ 隣接農地の所有者(又は耕作者)の同意書 （内容を説明し、所有者の署名・捺印を貰う） ④ 担当農業委員の意見書 （内容を説明し、委員の署名・捺印を貰う）	
★別紙	1 部	農業生産法人としての事業等の状況 （過去や現在の状況、今後の見込み等を記入）	
★定款及び 法人登記簿	1 部	発行から 3 ヶ月以内のもの	
★組合員名簿 又は株主名簿の写し	1 部	農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付。	
★位置図	1 部	申請地を示した図（住宅地図等）	
★登記簿	1 部	申請地の登記簿（法務局にて） ※全部事項証明書で、発行から 3 ヶ月以内のもの	
★土地の公図	1 部	① 申請地を中心に写す（法務局にて） ※インターネットでの登記情報サービス提供のものも可。 ② 隣接する全ての土地の地目・所有者を記入 ③ 隣接する農地の耕作者を記入	
☆「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第 5 条に規定する承認会社の場合	1 部	承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写し等）及びその構成員の株主名簿の写し	

裏面に続く

☆乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合	1部	① 議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権数が占めることを証明する書面 ② 基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	
☆契約書の写し	1部	農地法第3条第3項の規定の摘要を受けて許可を受けようとする場合、権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	
☆景観法第56条第2項の規定による町長の指定を受けたことの証明書	1部	景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である証明書の写し	
☆競売等の単独行為であることを証明する書面	1部	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合、競売等の単独であることを証明する書面又は判決が決定していることを証明する書面(裁判所で交付される入札調書の写し等)	
☆その他参考とする書類 (許可申請の審査をするにあたって特に必要がある場合に限る)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農計画書・損益計算書の写し・総会議事録の写し ・ 申請者が権利を有する農地の位置図・通作経路図 ・ 住民票・戸籍謄本・耕作証明書等 			

※ 必要に応じてその他の説明書類を求める場合があります。

※ 2部必要な書類は1部コピーで提出可能です。

※ 窓口で書類のコピーができます。その場合、1枚10円のコピー代が必要となります。